

◆犬山市勤労青少年ホームの利活用に関するサウンディング型市場調査の質問への回答について

	回答日	質問箇所 (実施要領のページ番号や項目番号などお示ください)	質問事項	回答
1	令和8年9月9日	P1「2 調査の目的」 B案 P8「対象施設の概要」 用途地域欄	当法人はB案として、中高生を主対象とした「居場所」への用途転換を検討しております。対象施設が所在する「工業専用地域」は、建築基準法上、住宅・学校・児童福祉施設等の建築が原則として制限される区分と認識しておりますが、中高生の居場所という用途を検討する場合、どのような法的制約が想定されるかご教示ください。また、現在「勤労青少年ホーム」としての用途がこの区域内で成立している経緯（既存不適格建築物としての扱い、または建築基準法第51条等に基づく特例許可の適用等）について、差し支えない範囲でお教えいただけますでしょうか。	ご質問のとおり、「工業専用地域」は、建築基準法上、住宅・学校・児童福祉施設等の建築が原則として制限される区分となっておりますので、ご希望の使用用途がどの用途に該当するかは、具体的な資料をまとめて愛知県建築指導課又は指定確認検査機関へ確認してください。 現在の勤労青少年ホームは昭和48年に集会場として建築確認を受けています。なお、この時の建築主事の判断などの記録は文書が残っていません。
2	令和8年9月9日	P8「対象施設の概要」 施設概要欄	現在、犬山市スポーツ協会様が施設管理業務を受託し1階事務室を使用され、いぬやまeコミュニティネットワーク様が2階ICT講習室を使用されていると承知しております。当法人がB案として施設全体を中高生の居場所へ利活用する提案を行う場合、これら既存団体様の今後の使用（継続・移転・他施設への統合・当施設内での共存等）について、市として現時点でお考えの方向性があればお教えください。また、提案書の中でこの点を論点として明示的に取り上げることは差し支えないでしょうか。	既存団体の今後の使用について、現時点において、市の考えの方向性をお示しできるものではありません。基本的に、ご提案は、既存団体について前提条件から一旦除外した状態で検討していただいて構いません。そのため、施設全体を中高生の居場所へ利活用するご提案となると、既存団体は移転することとなります。 また、この件に関して、提案書の中で論点としていただくことは、差し支えありません。